



ご利用
ください!

今月号の表紙

福祉車両の貸出事業

松本市社会福祉協議会では、松本市にお住まいの方を対象に、福祉車両の無料貸し出しを行っております。通院、お出かけなど、車いすを利用されている方との外出（県内に限る）などの際にご利用いただけます。

今年度、新しい車両も入りました！貸し出しを希望される方は、お気軽にご相談ください。（※福祉車両の燃料費などご利用者の負担となります。）



赤い羽根共同募金の配分金により
新しい福祉車両が入りました

— 【お手続き・お問い合わせ先】 —

総合社会福祉センター 5階
地域福祉課 ☎27-3381

西部地区センター ☎91-2030
// 梓川事業所 ☎76-2300

四賀地区センター ☎64-3302
北部地区センター ☎38-7670

目次

特集 日本赤十字社と日赤活動資金について	P2
社協職員 障害分野の職種紹介 part 1 / 四賀デイサービスセンターの「四賀小学校と会田中学校」との交流	P3
お知らせコーナー／福祉漫画あいちゃん	P4

【社協の使命】 私達は、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる、福祉のまちづくりを推進します。

特集 日本赤十字社と 日赤活動資金について

「日本赤十字社」について

日本赤十字社は、「人の命を尊重し、苦しみの中にあるものは、敵味方の区別なく救う」ことを目的として、世界 192 の国と地域に広がる赤十字・赤新月社のネットワークを活かして活動する組織のうちの一社で、日本では昭和 27 年に日本赤十字社法が制定され認可法人となりました。

各都道府県に支部、各市町村に地区区分（赤十字窓口）という組織で構成されています。

日本赤十字社長野県支部松本市地区（地区長：松本市長）

松本市では、市内 35 地区を分区として、分区長の会議によって松本市地区での資金募集や活動計画について検討され、松本市地区の赤十字活動を行っています。

松本市における赤十字活動は、分区（各地区・町会）や赤十字奉仕団の皆さまのご協力により、成り立っています。



被災者に寄り添う赤十字救護班
（災害から「いのちを救う」活動）



松本市内の日赤奉仕団による炊き出し
（ボランティア活動の推進）

「日赤活動資金」について

日本赤十字社は、地域の皆さまからの会費や寄付金による活動資金によって活動しています。（それぞれの財源で運営される病院、血液事業、社会福祉事業を除く）松本市では、令和 4 年度の活動資金は 23,687,813 円 ご協力いただきました。（令和 5 年 3 月 1 日現在）皆さまのご協力、誠にありがとうございました！



日赤活動資金の使途

災害から「いのちを救う」活動等に

災害救護活動 救急法の講習



心肺蘇生を学ぶ中学生

地震や豪雨等の災害が発生した場合、医療救護班の派遣・救援物資の配布等さまざまな支援活動を行います。

また、いざというときに人の命を救う、救急法・水上安全法・幼児安全法等の講習会を開催し、応急手当の基本や事故の予防に対応できる技術を取得します。

ボランティア活動の推進に

地域赤十字奉仕団 青年赤十字奉仕団
特殊赤十字奉仕団



乳児院へのオムツ等寄贈の様子

県内各市町村に組織される地域奉仕団や概ね 18～30 歳の社会人や学生が所属する青年奉仕団、専門知識・技術を持つ特殊奉仕団が様々なボランティア活動に取り組んでいます。

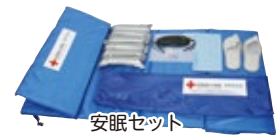
救援物資の整備・備蓄



緊急セット



毛布



安眠セット

災害直後の被災者支援を目的として、救援物資の整備・備蓄をしています。災害時に迅速かつ円滑な配布をするため、長野県内には 23 ヶ所、松本市内には 1 ヶ所（県内最大）に備蓄倉庫があります。

赤十字活動資金への協力は決して強制ではありませんが、災害時の救護活動や救命や応急の手当を学ぶ救急法等の講習、未来の青少年の育成など、今後も継続した赤十字活動を推進できるよう、皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

令和 5 年度も日赤活動資金のご協力をお願いします。

募集期間 令和 5 年 5 月 1 日（月）～令和 5 年 8 月 31 日（木）

（強化期間 令和 5 年 5 月 1 日（月）～令和 5 年 5 月 31 日（水））



社協職員 障害分野の職種紹介 Part1

次号でも引き続き紹介いたします。

社協の障害の分野で働く職員を紹介いたします。

しいのみ学園 松本市総合社会福祉センターの1階にあります。

児童発達支援・放課後デイサービス

障害のある未就学児から小・中学生までを対象に、日常生活の自立支援や、トランポリン・ブランコ・楽器遊びなどを行って、機能訓練、遊びや学びの場を提供しています。

園長 利用するお子さんたちの成長を見守りながら学園の運営を行っています。お子さんも保護者も職員も安全に楽しく過ごせるよう取り組んでいます。

保育士 乳児から放課後利用の小・中学生までの障害のあるお子さんの支援を行っています。日々の活動の中で、ちょっとしたお子さんの変化を保護者と共有しながら、お子さんの成長や日常生活をサポートしています。

お子さんと保護者が無理なく活動できるように、レクリエーションや行事を行い、みんなで楽しめるように工夫しています。

理学療法士 運動発達の遅れや身体障害のあるお子さんに対して、本来お子さんが持っている能力を引き出すこと、運動能力を伸ばすこと、二次障害の予防などを行っています。日常生活に必ず伴う「動き」の一つ一つを大切にしながら、日々の生活を過ごしやすいようサポートしています。

児童発達管理責任者(サービス管理責任者) 利用するお子さんや保護者の意思を尊重した個別支援計画を作成し、スタッフや看護師、相談支援専門員、作業療法士、言語聴覚士などの専門職と連携を図りながら、一人一人のお子さんが、笑顔で温かい気持ちになり、希望がかなえられる生活を送るため、見守り支えながら、地域や仲間と共に自分らしく生きていくサポートをしています。

運転手 利用するお子さんと保護者を安全に、自宅と、しいのみ学園との送迎をしています。雨の日も風の日も、思いやりにあふれた優しい運転をしています。

一緒に遊んだり、体を動かしたりしながら、楽しい時間を過ごし、お子さんや保護者にとってかけがえのない思い出を作っています。



四賀デイサービスセンターの「四賀小学校・会田中学校」との交流



コロナ禍でデイサービスセンターと小学校・中学校との交流がない中、児童、生徒の絵画、技術の授業で作った作品をデイサービスセンターの利用者に見てもらうため、センター内に作品を展示しています。

以前は、児童生徒がデイサービスセンターに来て、ゲームでの交流、施設周りの掃除や窓ふきなどをしてくれました。また逆に利用者が学校の音楽会、運動会、文化祭などへ招待を受けるなど、盛んに交流をしてきました。

児童生徒の展示を見て、利用者からは、「おや！こりゃ～孫の絵だわ」「力強い絵だ」「綺麗な色彩」と自然にニッコリする姿が見られました。今後もこのような交流を深めていきたいです。



ご案内

ボランティア保険のご案内

ボランティア保険は、ボランティア活動中のケガや損害賠償責任を補償する保険制度です。ボランティアの皆さまに安心して活動していただくためにも、保険への加入をお勧めします。

誰が加入できるの？

- ・社会福祉協議会に登録いただいているボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア、ボランティアグループ
- ・社会福祉法人、NPO 法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、地方公共団体、その他地域福祉活動の推進に取り組む団体

こんな活動をされている皆さまも加入いただけます。

- ・地区のボランティア部会の皆さま、地区での見守り活動などのボランティア活動をされている皆さま
- ・営利企業が社員のボランティア活動を支援・推奨する場合において、社員の自由意思に委ねる活動であれば、対象とし、営利企業名での加入申し込みが可能です。
- ※ ただし、PTA、自治会、町内会、老人クラブ、こども会などボランティア活動以外の目的でつくられた団体・グループの事業(組織活動)は対象となりません。

保険内容

ボランティア活動保険	基本プラン	350 円
	天災・地震補償プラン	500 円
	特定感染症重点プラン	550 円
ボランティア行事用保険	地域福祉活動やボランティア活動の一環として行う各種行事における事故補償	
福祉サービス総合補償	在宅福祉や地域福祉など各種サービスにおける事故補償 (有償ボランティアも含まれます)	
送迎サービス補償	送迎サービス中の事故による利用者のケガの補償	

補償期間

4月1日から翌3月31日までの1年間(年度での切り換えとなります。)

いつでも加入できます。中途加入の場合は、加入手続き完了日の翌日から補償が開始されます。(行事用保険の補償期間は、行事開催期間です。)

詳細については下記の連絡先までお問い合わせください。

ボランティア係 ☎25-7345 (平日 午前8:30～午後5:15)



令和五年四月一日号 二三五号

発行人 社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

会長 小林弘明

松本市双葉四番十六号

印刷所 アサカワ印刷株式会社

YouTube

松本市社会福祉協議会

松本市社協の活動情報を発信いたします。



是非ご覧ください!

Twitter

FOLLOW US @m_syakyo

https://twitter.com/m_syakyo/

ホームページも見て来てね!



松本市社協

検索



発行: 社会福祉法人 松本市社会福祉協議会

住所: 〒390-0833 松本市双葉4番16号

Email: syakyoum@avis.ne.jp

編集: 「社協まつもと」編集事務局

電話: 27-3381 FAX: 27-2239

ホームページ: <http://www.syakyo-matsumoto.or.jp>

『社協まつもと』はみなさんからの共同募金の配分金で発行されています。